

# 福山商工会議所生命共済制度

## 「福の山共済」見舞金・祝金・祝品制度（独自給付）に関する規約

### （目的）

第1条 この規約は、福山商工会議所（以下、「商工会議所」という。）が運営する生命共済制度「福の山共済」定期保険（団体型）。以下、「主契約」という。）において保障対象にならない病気入院並びに事故通院等について、これを補完するため、商工会議所が独自に給付等を行う見舞金・祝金・祝品制度（以下、「独自給付」という。）を設けるとともに、これらの支給に関する諸手続き等必要な事項を定めることにより、独自給付の円滑な運営を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 独自給付の対象者は、主契約に加入する商工会議所の会員事業所の事業主、役員、家族従業員を含む従業員（以下、「被保険者」という。）とする。

### （運営費）

第3条 独自給付に係る運営費は、主契約の掛金に含まれる制度運営費の一部をもってあてる。

### （責任開始日）

第4条 独自給付の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とする。

### （保障期間）

第5条 独自給付の保障期間は、主契約の保障期間と同一とする。

### （失効）

第6条 主契約が効力を失った場合には、独自給付は同時に効力を失う。

### （給付金の内容）

第7条 商工会議所は、主契約の被保険者が独自給付の保障期間中に次の(1)～(5)に該当した場合、給付発生日の口数を基準として別表1に定める額を給付金として支払う。また、(6)(7)(8)に該当した場合、別表1に定めるとおりとする。

#### (1) 病気による

短期入院見舞金…病気により1泊2日以上3泊4日以下の継続（連続）入院したときに、病気による短期入院見舞金を支払う。ただし、事由に関係なく被保険者1人につき年1回を限度とする。

#### (2) 病気入院見舞金…病気治療のため5日以上継続（連続）入院したときに、病気入院見舞金を支払う。ただし、事由に関係なく被保険者1人につき年1回を限度とする。

#### (3) 事故通院見舞金…不慮の事故を直接の原因として5日以上実通院したときに、事故通院見舞金を支払う。ただし、事由に関係なく被保険者1人につき年1回を限度とする。

#### (4) 結婚祝金…1年以上継続加入の被保険者が結婚したとき、結婚祝金を支払う。また、1年以上継続加入の被保険者同士が結婚したときは、それぞれに結婚祝金を支払う。

#### (5) 出産祝金…1年以上継続加入の被保険者又は1年以上継続加入の被保険者の配偶者に子供が生まれたとき、出産祝金を支払う。このとき、多胎児の場合は出産人数分の祝金を支払う。また、夫婦の両者が被保険者として1年以上継続加入している場合は、それぞれに出産祝金を支払う。

#### (6) 満了祝品…被保険者が満80歳6ヶ月に達し、継続加入期間満了を迎えたときに満了祝品を贈呈する。

#### (7) 健診割引…被保険者が商工会議所指定の健診を受診するとき、その基本健診料を3,000円割引する。

#### (8) PET-CTがん検診

交通費補助…被保険者が商工会議所指定のPET-CTがん検診を受診するとき、受診日の交通費を補助する。

（広島平和クリニック・中電病院：広島⇒福山新幹線往復チケットを進呈）

（倉敷中央病院付属予防医療プラザ：福山⇒倉敷在来線往復チケットを進呈）

### （給付請求手続）

第8条 被保険者が前条の(1)～(5)に定める事項に該当したとき、この被保険者が所属する会員事業所は、速やかに商工会議所に通知して別に定める給付請求書の交付を求めるとともに、これに別表2に定める証明書類を添付して請求手続きを行うものとする。

### （給付できない場合）

第9条 商工会議所は、被保険者が第7条に定める事項に該当し給付請求があった場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは給付を行わない。

#### (1) 直近の見舞金給付事由終了日から見舞金請求事由発生日の期間が1年以内のとき。

#### (2) 見舞金・祝金及びその他給付の請求が、事由発生日から3年を超えるとき。

#### (3) 会員事業所または被保険者の虚偽の請求によるとき。

#### (4) 自然災害・戦争・テロ等および放射性・爆破性等有害による事故によるとき。

#### (5) 第7条第1号に該当する見舞金で継続入院日数4日目、第7条第2号に該当する見舞金で継続入院日数5日目、第7条第3号に該当する見舞金で事故通院日数5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

#### (6) 第7条第1号に該当する見舞金で、人間ドック・検査入院のとき。また、主契約の事故入院給付対象となった入院のとき。第7条第2号に該当する見舞金の給付対象となった入院のとき。また、被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔および酒気帯運転を原因とする事故、法令に定める運転資格を持たない事故のとき。

#### (7) 第7条第2号に該当する見舞金で、第7条第1号に該当する見舞金の給付対象の入院のとき。

#### (8) 第7条第3号に該当する見舞金で、主契約の事故入院給付対象となった通院のとき。また、被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔および酒気帯運転を原因とする事故、法令に定める運転資格を持たない事故のとき。

#### (9) 第7条第4号から第8号に該当する祝金・祝品等で、給付等の条件を満たした場合であっても、支払等事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

#### (10) 第7条第8号に該当する交通費補助で、請求後に延期等で受診を取りやめたとき。

すでに受診予定者がチケットの進呈を受けていた場合は、速やかにチケットを商工会議所に返却するものとする。

(支払留保期間)

第10 条 商工会議所は、被保険者が第7条の規定に該当した場合であっても、次の各号に該当するときは支払いを留保する。

- (1) 第7条第1号に該当する見舞金で継続入院日数4日目、第7条第2号に該当する見舞金で継続入院日数5日目または第7条第3号に該当する見舞金で事故通院日数5日目の日が属する月の月額掛金が入金されていないとき。ただし、入金が確認されたときは、その月の直近支払日に支払う。
- (2) 第7条第4号から第8号に該当する祝金・祝品等で、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されていないとき。ただし、入金が確認されたときは、第4号から第5号については、その月の直近支払日に支払い、第6号から第8号については随時行う。

(給付金支払日及び支払方法)

第11 条 第7条の給付金は、原則として商工会議所が定める直近の支払い日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日に支払うものとする。

2 前項の支払いは、原則として会員事業所を受け取り窓口とし、主契約保険料の振替口座に振り込むことにより支払う。

(時効)

第12 条 独自給付における見舞金・祝金及びその他給付の請求は、事由発生日から3年以内とし、以後は請求権を失う。

(規約の変更)

第13 条 この規約は、特に定めるもののほか、商工会議所会頭が改廃する。

(委任)

第14 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、商工会議所専務理事がその都度定めるものとする。

附 則

この規約は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改定規約は、令和6年4月1日から施行する。

[別表1] 第7条関係

見舞金・祝金・祝品給付等の内容

給付の種類	給付等の内容	
病気による 短期入院見舞金	被保険者が病気により1泊2日以上3泊4日以下の継続(連続)入院した場合 (事由に関係なく被保険者1人につき年1回を限度)	加入口数1口あたり 2,000円を給付 (加入口数×2,000円)
病気入院見舞金	被保険者が病気により5日以上継続(連続)入院した場合 (事由に関係なく被保険者1人につき年1回を限度)	
事故通院見舞金	被保険者が不慮の事故により5日以上実通院した場合 (事由に関係なく被保険者1人につき年1回を限度)	
出産祝金	1年以上継続加入の被保険者もしくは1年以上継続加入の被保険者の配偶者が出産した場合 (多胎児の場合は人数分)	加入口数1口あたり 5,000円を給付 (加入口数×5,000円)
結婚祝金	1年以上継続加入の被保険者が結婚した場合。また、1年以上継続加入の被保険者同士が結婚した場合は双方に支払う	
満了祝品	被保険者が満80歳6ヶ月に達し、継続加入期間満了を迎えた場合	記念品を贈呈
健診割引	商工会議所が指定する健診で、受診日に被保険者である場合	基本健診料を3,000円割引
PET-CTがん検診 交通費補助	商工会議所が指定するPET-CTがん検診で、受診日に被保険者である場合	(広島平和クリニック・中電病院) 広島⇒福山新幹線往復チケットを進呈 (倉敷中央病院付属予防医療プラザ) 福山⇒倉敷在来線往復チケットを進呈

〔別表2〕 第8条関係

## 見舞金・祝金給付請求書等に必要な添付書類

給付の種類	必要な添付書類
病気による 短期入院見舞金	入院の開始日及び終了日が確認できる診断書、または入院の開始日及び終了日が確認できる入院証明書。 もしくは領収書等の原本または写し（他生保提出分控えでも可）
病気入院見舞金	入院の開始日及び終了日が確認できる診断書、または入院の開始日及び終了日が確認できる入院証明書。 もしくは領収書等の原本または写し（他生保提出分控えでも可）
事故通院見舞金	不慮の事故通院が確認できる通院証明書もしくは領収書の原本または写し (他生保提出分控えでも可)
出産祝金	戸籍抄本・住民票・母子手帳出生届済証明もしくは健康保険証等続柄が記載されていて出生を確認 できるものの写し
結婚祝金	婚姻を証明できる戸籍謄本・戸籍抄本もしくは結婚受理証明書等の写し
満了祝品	不要 (該当被保険者が満了日を迎えた後に商工会議所より加入事業所を通じて贈呈)
健診割引	不要
PET-CTがん検診 交通費補助	不要

※福山商工会議所では、必要に応じ、上記以外の証明書等の提示や調査を行うことがあります。また、上記給付等を目的に加入（増額）、脱退を繰り返す等の行為があった場合、以後の加入をお断りすることがあります。